

災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定

災害対策基本法第 57 条に規定する通信設備の利用等に関して京都府知事と西日本旅客鉄道株式会社社長は、同法施行第 22 条の規定に基づき次のとおり協定する。

なお、同法第 79 条の規定に基づく通信設備の使用に関する事務の取扱いについても、本協定を準用する。

昭和 62 年 6 月 1 日

京都府知事 ㊟

西日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 ㊟